

令和2年7月豪雨により被災した家屋等の解体を請け負われる事業者の皆様へ

被災家屋の解体に関する支援の種類に費用償還（自費解体）があります。その費用償還（自費解体）を利用される被災者から解体の依頼があった場合、解体終了後、以下の提出物を準備して依頼者（契約者）にお渡しください。

なお、書類作成にあたっては、以下の各書類の内容を必ず記載し押印してください。

※同一敷地内にある2棟以上の家屋解体を依頼された場合は、それぞれに書類を作成してください。

建物解体証明書（滅失証明書）

- ・ 家屋の所有者名
- ・ 解体した家屋の所在地
- ・ 家屋の構造・面積
- ・ 解体撤去の完了日
- ・ 会社名
- ・ 会社の住所
- ・ 代表者名
- ・ 代表者印

解体・撤去工事に係る契約書（原本）

- ・ 収入印紙の添付
- ・ 契約者の名前が記載されたもの（亡くなっている家屋の所有者名は不可）
- ・ 契約金額
- ・ 会社名
- ・ 会社の住所
- ・ 代表者名
- ・ 代表者印

解体・撤去費用に関する領収書（原本）

- ・ 契約者の名前が記載されたもの（亡くなっている家屋の所有者名は不可）
- ・ 領収金額
- ・ 会社名
- ・ 会社の住所
- ・ 代表者名
- ・ 代表者印
- ・ 収入印紙

工事内訳証明書（原本）

※金額が同じでも見積書は不可

※別紙に記載例有り

- ・ 契約者の名前が記載されたもの（亡くなっている家屋の所有者名は不可）

現況写真（2方向以上）※契約者から撮影の依頼があった場合など

3つの時点で撮影すること

（1）解体前

- ・ 解体前の家屋の写真
- ・ 測量中の写真

（2）解体中

- ・ 重機等での作業中の写真
- ・ 基礎撤去中の写真

（3）解体後

- ・ 建物等の撤去後の写真

マニフェスト伝票（E票又はD票）のコピー1部

※伝票は複写式のため、数値等が判別できるように、コピー濃度を調整すること。

【問い合わせ】

環境業務課 公費解体担当

電話：0944-41-2728